

トピック1：「建築BIM加速化事業」について

**概要**：2024年2月21日付で、国土交通省住宅局建築指導課より、「建築BIM加速化事業」に関する連絡がありました。本事業は、令和4年度第2次補正予算で事業を実施しておりましたが、引き続き令和5年度補正予算でも事業を実施します。令和5年度補正予算では、小規模プロジェクトや改修プロジェクトも補助の対象とするほか、協力事業者（下請事業者等）への支援の充実を図っています。代表事業者の登録は、2024年1月22日より開始しており、代表事業者の登録通知日以後の費用が補助対象となりますので、本事業の活用にあたっては、まずは代表事業者の登録をお願いいたします。

**要点**：■建築BIM加速化事業3つのポイント

- ① 来年度末(R6年度末)までの基本設計・実施設計・施工のBIMモデル作成が対象です。
- ② 設計BIMモデルや施工BIMモデルの作成等に要する費用について幅広く補助します。
- ③ 協力事業者(下請事業者等)だけでなく、代表となる元請事業者等も補助の対象です。

→プロジェクトの代表となる事業者の登録をお願いします。

■対象となるBIMモデル作成費

- ① BIMライセンス等費
- ② BIMコーディネーター等費
- ③ BIMモデラー費（施工BIMに限る）

※注：プロジェクトに参加する専門設計事務所や専門工事業者に加えて、代表となる意匠設計事務所や元請事業者(ゼネコン等)が要する経費も対象となります。

※注：3階以上かつ地区面積・延べ面積がともに1,000㎡以上の新築プロジェクトの場合は、業務の効率化または高度化に資するBIMの活用を行うことが要件となります。

■スケジュール（今後、変更になる場合があります。）

事業者登録：2024年1月22日～12月24日

交付申請：2024年4月1日～12月31日

完了実績報告：2024年12月1日～2025年2月28日

※注：完了実績報告までの成果に応じて補助金額が決まります。

**問合せ先**：建築BIM加速化事業実施支援室 03-6803-6754

詳細情報は下記HPを御参照下さい。

<https://r5-6bim-shien.jp/>

---

## トピック 2: 「官庁施設の設計業務等積算基準の改定」について

**概要** : 2024 年 1 月 9 日付で、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課より、「官庁施設の設計業務等積算基準」の改訂に関する通知がありました。

「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」は、官庁施設に係る設計・工事監理業務等の委託料を積算するための標準的な方法や必要な事項を、業務報酬基準の考え方にに基づき定めたもので、公共発注機関において広く活用いただいているものです。

今般、国土交通省は、「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」について、業務報酬基準の改正を反映させるとともに、実態調査の結果に基づき算定方法を見直すなどの改定を行いました。

**要点** : ■改定の主なポイント：業務量の算定方法（算定式・算定係数等）の見直し

① **新築設計業務・新築工事監理業務**：

業務報酬基準の改正に伴い、改定後の略算表に対応した算定方法へ見直されています。

② **改修設計業務**：

図面 1 枚あたりの所要工数（業務人・時間数）を見直しました。

建築 [改定前] 12.540 → [改定後]13.567 (8.2%上昇)

設備 [改定前] 9.357 → [改定後]10.233 (9.4%上昇)

③ **積算業務**：

「実施設計業務の業務量」に対する「積算業務の業務量」の割合が見直されています。

・新築設計業務における積算業務の場合：

[改定前] 実施設計業務量 × 0.2 → [改定後] 実施設計業務量 × 0.25

■その他：

諸経費率（業務報酬基準に基づき設定）及び技術料等経費率は変更ありません。

**問合せ先** : 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 櫻木・藤木

電話 03-5253-8111 (内線 23433・23434)、03-5253-8240 (直通)

---

(以上)